

韓国の農村地域開発における 人材育成政策

1

李裕敬（農林水産政策研究所 客員研究員）
樋口倫生（農林水産政策研究所）

本日の報告内容

2

- 韓国の農業人材育成に関する政策方向
- 農村地域開発の人材育成の関連政策の紹介
- 今後の課題

韓国の農業人材育成に関わる政策方向性の転換

3

- 韓国の農業人材育成政策は、1981年の「農漁民後継者育成事業」がはじまり。
 - 農漁民後継者育成基金を設置して財源に。
 - 経済成長による人口移動で、農家人口が減少。
- 1990年代には、WTO交渉後の貿易自由化に対応するため、大規模経営体の実現を目指し、専業農家と農業法人（営農組合法人、農業会社法人）を育成する手厚い政策的支援を実施
 - 専業農業経営者の育成にウェイトをおいた人材育成事業

2000年代の政策方向

4

- 2000年代に入り、農村観光や自然景観などを重視した、農村住民と地域の諸要素を含む農村地域開発の重要性が高まる。→ マウルを単位とした農村観光を促進する事業を展開
 - マウルは「村」と訳されるが、地域社会の最小基本単位で、集落に近い概念。20~100世帯のマウルが多い。
- 一例として、農漁村マウル総合開発事業
 - 同じ生活圏および営農圏に所在するいくつかのマウルが、小圏域をつくり、それを主体として、5年間30億ウォン~50億ウォンの補助金を受ける事業形態
 - 農外所得向上に寄与

2000年代の政策方向

5

- このような事業を進めるなかで、農村地域コミュニティを維持・活性化するため、農村地域住民も含めた啓発・教育活動の必要性が高まった。
- また、農村の高齢化や担い手不足に対応するため、帰農者や新規後継農業者等の確保と農業経営コンサルティングの活用を積極的に推進
 - 農外人材の育成・活用に注目

中長期農村地域開発人材育成政策

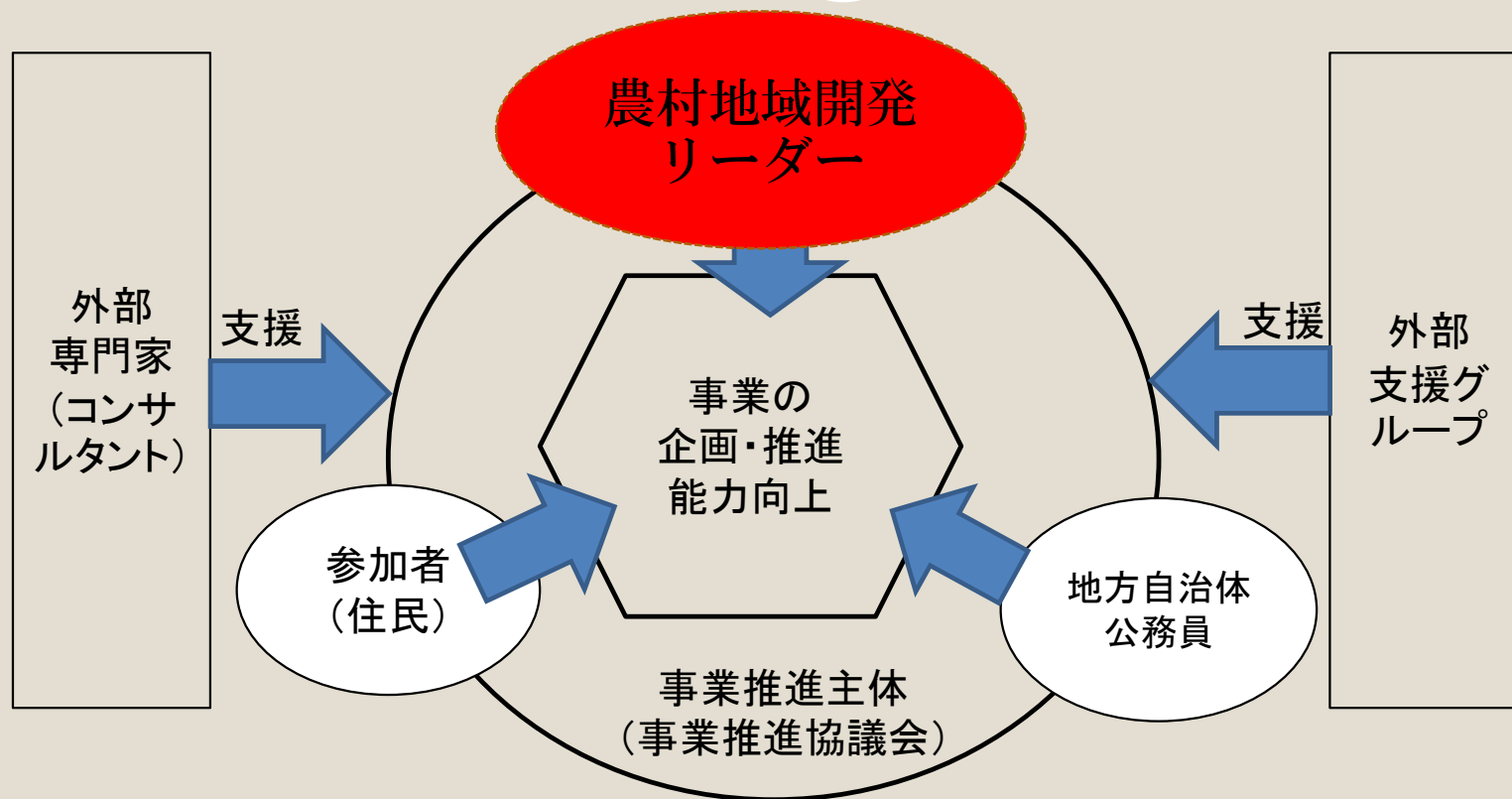
6

- 以上のような2000年代の動向を踏まえ、事業の企画能力を向上させるため、「中長期農村地域開発人材育成対策」を樹立（第1図参照）

1. ボトムアップ式による農村地域開発を目指し、農村地域開発のリーダーとその協力者の養成
2. 教育・訓練事業の対象を農家に限らず、農村地域の住民にまで広く実施
3. 公務員、専門家等、外部のサポートグループの養成

第1図 農村地域開発人材育成の構想図

7



資料：農林部（2005）：「中長期農村地域開発人材育成対策」。

農村地域開発の人材育成の関連政策

8

- 農村地域開発に関する人材育成事業を対象別に二つに類型化（第1表）
- 農村地域開発事業を担う主体（プレーヤー）を育成する政策
 - 農村地域開発人材育成事業， マウル事務長支援制度
- 農村地域開発事業を外部から支援する主体（サポーター）の拡充を推進する政策
 - 農漁村開発コンサルタント資格制度， 総括計画家支援事業、（マウル事務長支援制度）

第1表 農村地域開発の人材育成の関連政策

9

事業名	農村地域開発人材の育成事業	マウル事務長支援制度	農漁村開発コンサルタント資格制度	総括計画家支援事業
事業目的	地域リーダーの育成・支援 (教育事業)	体験マウル事業のコーディネーターの設置・支援	農村開発事業のサポーターの拡充・支援	マウル開発事業のコーディネーターの支援
事業対象	<ul style="list-style-type: none"> 地域リーダー(里長、青年会長等) 農村住民 地方自治体の公務員等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域リーダー 地域住民 新規参入者(19歳以上, 制限無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 関連分野で3年以上の経歴保持者 農漁村開発関連学科の卒業者(予定)で関連分野に3年以上の経歴所持者 ※関連分野：農漁村地域開発調査、農漁村地域計画策定・コンサルティング、農産業振興計画の作成・コンサルティング等	<ul style="list-style-type: none"> 関連分野の博士学位保持者は研究経歴・実務経歴7年以上 技術者・建築家は実務経歴7年以上
資金・報酬	教育費：30万ウォン 国庫補助：26万ウォン 自己負担：4万ウォン	<ul style="list-style-type: none"> 活動に対する報酬 補助金(国50%, 地方自治体50%) 120万ウォン/月 	<ul style="list-style-type: none"> 教育費：自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> 活動に対する報酬補助金(100%) ※諮問費：30万ウォン/1回(1回につき4時間, 8回/月を基本)
期間	2泊3日 6回(3ヶ月)	最長8年	コンサルタントを対象とした教育プログラム期間：33時間 試験回数：1回/年	1年
主体区分	プレーヤー	プレーヤー+サポーター	サポーター	サポーター

農村地域開発人材の育成事業

10

- 韓国農漁村公社では地域住民、農家、公務員等を対象に、「農漁村マウルリーダー」、「マウル事務長」等を育成するための教育プログラムを運営（第2表）
- 農村地域開発に関連する政策事業の事業者を選定する際、プログラムの履修有無を加算条件に。
- 初・中・高、さらに各級別に段階設定。授業は25人ほどで2泊3日の合宿による。
- 授業運営方式は、討論、ワークショップ形式で、教育参与者による自己啓発をはかっている。

第2表 韓国農漁村公社の地域開発人材育成事業（2010年）

11

	課程(プログラム)	講義内容	対象	段階	教育人数	日程
マウル 経営体	農漁村体験休養 マウルリーダー課程	農漁村マウルリーダーを養成するため、 マウル事業の推進・運営に必要な能力、 住民管理能力等に関する教育	農村地域開発分野の教育経験がないマウル リーダーやマウルリーダーを目指している者 初級履修者 中級履修者	初級 中級 高級	30人/回×3回 3段階×25人/回×2回 2段階×25人/回×2回	2泊3日 2泊3日 2泊3日
	事務長養成課程	農山漁村体験観光事業を行っている マウル事務長の円滑な業務遂行のため、 体験プログラム、事業企画、マウル管理 等に関する教育	農漁村地域開発事業の新規事務長 初級課程修了者 中級課程修了者	初級 中級 高級	2段階×25人/回×6回 4段階×25人/回×2回 25人/回	2泊3日 2泊3日 2泊3日
	マウル活性化課程	マウル事業の経営診断、分析による解決策 の提示	体験マウル事業の運営不振のマウル住民、 自治体公務員	-	20人/回×15回	1日
個別 経営体	観光農園経営課程	観光農園の差別化した経営方向の提示	観光農園事業者	-	80人/回	1日
	農漁村民宿経営課程	関連法律、制度、衛生管理、国内外成功事例	農漁村民宿事業者	-	80人/回×2回	1日
観光 専門家	観光コンテンツ開発家養成課程	観光コンテンツの開発、成功事例の紹介	リーダー、事務長高級課程の履修者	5段階	5段階×20人/回	2泊3日 (3泊4日)
	農村ファシリテーター養成課程	ファシリテーターの理論 スキル、シナリオ構想等	リーダー、事務長高級課程の履修者	2段階	25/回	3泊4日

資料：韓国農漁村公社ホームページ（welchon）、人的力量強化事業。

農漁村体験・休養マウル事務長支援事業

12

- 2006年に導入。「**農村体験マウル事業**」※の対象者で、一部事業体の「事務長」の雇用を支援。
 - 2015年までに600件の支援を目標。13年まで389件
 - ※都市農村交流によって、都市住民に農村体験の機会、農家に体験観光から所得を得る機会を与える事業
- マウル事務長支援事業の目標
 - ①マウル代表の事務作業にかかる負担の解消
 - ②円滑な農村体験・観光事業の推進
- マウル事務長の役割（プレーヤー&サポーター）
 - 農村体験プログラムの開発・運営、体験活動の指導、訪問客の誘致、広報（ホームページの管理）、イベントの企画、会議運営や会計等の事務管理などを行う

マウル事務長の条件

13

- マウル事務長の資格要件
 - 体験マウルを管理・運営できる19歳以上の者
 - 常勤可能な者（農業と兼職は可能）
 - ✦ 同じ条件の場合、女性農業者、農業者の子女、農漁村体験指導者および農漁村マウル解説士の教育課程履修者を優遇。
- マウル事務長は、韓国農漁村公社の「マウル事務長養成課程」（第2表参照）の初・中級課程を指定期間内（年に1回）に**必ず履修**しなければならない。
 - →採用時の要件ではない

マウル事務長支援内容

14

- 支援期間は5年（最大8年）
- 毎月120万ウォン（国庫50%、地方自治体50%、マウルの自己負担無し）
 - 超過支給可能（実績インセンティブ）、ただし国庫補助金は60万ウォンが限度
- 4大保険（国民年金、健康保険、雇用保険、産災保険）の加入
- 退職金の支給

※2006年の事業開始当初：1マウル当たり1人、毎月100万ウォン、3年間（最大5年）支援（国庫50%、地方自治体40%、自己負担10%）

事業運営の効果

15

- 二つの調査結果をもとに、事業運営の効果を確認
- 帰農・帰村について
 - 帰農：都市部で就業（農業以外）していた人が、仕事をやめて農村に行き（帰り）、農業をすること。
 - 帰村：都市住民が農村に行く（帰る）が、そこで農業をしない（週末農業などはある）。
 - したがって、帰農・帰村が、農業・農村出身者に限定されるわけではない。

事業運営の効果（1）

16

- 事業開始当初の調査結果（全国のマウル事務長51人を対象、2007年に実施）
- マウル事務長を務めている人
 - マウル住民（39.2%）
 - 帰農者（33.3%）、帰農予定者（7.8%）
 - 外部者（17.6%）、その他（2%）
- マウル住民が最も多い。
- 一方、帰農者と帰農予定者の割合を合わせると41.1%で、帰農者のマウル事務長への積極的な参加傾向が見られる。

事業運営の効果（2）

17

- 12年に農漁村体験マウルを対象にした調査結果
 - 農漁村体験マウル1063箇所（全体1,266箇所、2011年時点、農林畜産食品部が実施）
- 帰農・帰村者が農村体験事業においてリーダーとして参加していると答えたのは862箇所。
- そのうち、37.2%（321箇所）が事務長
 - 協力者382箇所、事業委員長159箇所
- ⇒この結果からも、マウル事務長支援事業が帰農・帰村の受け皿としての役割を果たしていることが伺える。

農漁村開発コンサルタント資格制度

18

- 目的：農漁村で行われる各種の地域開発事業において事業計画の策定や住民や自治体に対するコンサルティングを遂行する専門人材（サポーター）を養成。
- コンサルタント資格は、2008年から韓国農漁村公社の社内資格として運用。2012年に民間資格制度への切り替え、2014年に国家資格に公認。農漁村地域開発分野における国内初の資格制度。
- 試験の応募者数は毎年増加傾向にあり、2012年現在、114人が資格を取得。しかし、そのうち82%が韓国農漁村公社の職員。

農村地域開発の人材育成政策の課題（1）

19

プレーヤー育成に関連するプログラムが短期間であること、プログラム実施後のフォロー体制が整備されていないといった課題を抱えている。

農村地域開発の人材育成政策の課題（2）

20

また、プレーヤーとサポーターの両面の性格を有するマウル事務長の場合、報酬水準が低いことに加え、報酬の全額が補助金により賄われている点から、事業終了後の事業の自立性と継続性が問われる等の課題も残されている。

農村地域開発の人材育成政策と課題（3）

地域開発コンサルタント資格制度は資格取得後の活用，管理に関し、明確な優遇措置が設定されていない。

今後、コンサルタント資格制度の定着や資格による人材確保の促進のため、資格を有することで得られる明確な雇用枠や優待条件等が必要。